

コンピュータの ENERGY STAR®
検証試験ガイドラインおよび手順説明書
バージョン 1.0

最終改定：2008 年 9 月 10 日

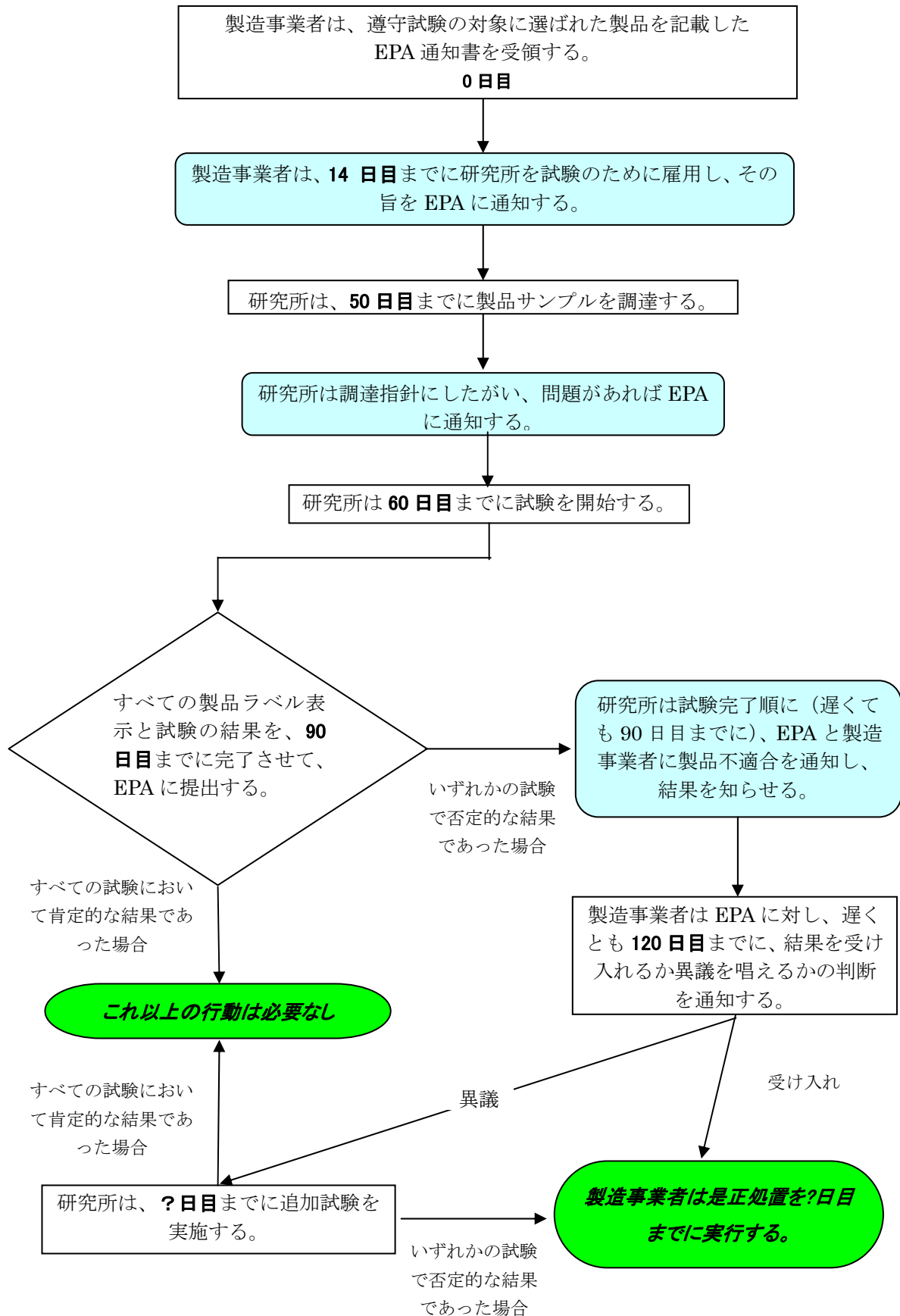
I.	概要	2
II.	コンピュータ検証試験行程および報告期限	3
III.	EPA によるコンピュータ製造事業者パートナーと製品の選択	4
IV.	パートナーによる試験研究所の選択	4
V.	研究所によるコンピュータの調達およびサンプル抽出	5
VI.	サンプルの試験と報告	7
	A. 試験と報告の日程	7
	B. 試験のガイドライン	7
VII.	最終報告書の提出	7
VIII.	製品の不適合およびリストからの削除	8
	付属書類 A: 試験報告書定型の一部 - 例	9
	付属書類 B: コンピュータ遵守試験通知書 - 例	11
	付属書類 C: 不適合製品および紛争解決に関する標準作業手続	14
	付属書類 D: 製品をリストから削除するための標準作業手続	16

I. 概要

本説明書には、コンピュータの ENERGY STAR プログラム要件において規定されている、製品試験を実施するための検証試験ガイドラインおよび手続きが記載されている。これらの手順には以下が含まれる。

- コンピュータ遵守試験行程および報告期限
- EPA によるコンピュータ製造事業者パートナーと製品の選択
- パートナーによる試験研究所の選択
- 研究所によるコンピュータの調達およびサンプル抽出
- 研究所によるサンプルの受領および処理
- サンプルの試験と報告
- 最終報告書の提出
- 製品の不適合およびリストからの削除

II. コンピュータ検証試験行程および報告期限



III. EPAによるコンピュータ製造事業者パートナーと製品の選択

合衆国環境保護庁（EPA）は、いかなる時点においても遵守試験（試験）のために製品を選択できるが、EPA が製品群を年 1 回選択することが予定されている。初めに、製品指定手続は、EPA が試験対象の製品を推奨することにより開始される。追加の製品については、小売事業者、製造事業者、あるいは他の業界関係者による指定を受けたり、あるいは ENERGY STAR 適合製品リストから無作為に抽出される可能性がある。

製造事業者パートナー（パートナー）の負担を軽減するために、パートナー1社に対して、試験対象として選ばれるコンピュータは、年 5 台を超えないこととする。さらに、EPA は、パートナーが製造を中止した製品を試験対象に選択しない。

EPA は、自社製品が試験対象に選択された旨を書面で各パートナーに通知し、パートナーに対して、認証を受けた試験研究所との契約を締結するための 14 日の期間¹を与えることとする。この 14 日間は、速達郵便配信通知によって確認される EPA 通知書の受領と同時に開始される。EPA の通知書の例は、付属書類 B において見ることができる。

IV. パートナーによる試験研究所の選択

EPA 通知書の受領日から 14 日以内に、パートナーは、認証を受けた研究所を雇用し、その研究所がすべての試験データおよび試験結果を EPA と共有することを承認し、これらの内容を実行した旨を EPA に通知する²こと。

ENERGY STAR 要件を満たすかどうかを判断する遵守試験を行なうため、コンピュータは、研究所認証団体（すなわち、ILAC, APLAC 等）の相互承認協定に署名し信用関係にある認証団体によって認証を受けた研究所において、試験されなければならない。この研究所認証団体は、評価および相互査察によって、この協定に署名している認証団体の会員が ISO/IEC 17011 を完全に遵守しており、かつ認証された研究所が ISO/IEC 17025 を遵守していることを証明する。

研究所は、コンピュータの *ENERGY STAR* プログラム要件において説明されているとおりに、コンピュータがコンピュータの主要製品基準を満たすかどうかを判断する試験を実施できる、具体的な資格を有していなければならない。

¹ すべての時間枠情報は暦日で考慮される。報告日が週末または休日にあたる場合、必要な情報は、翌営業日に報告されなければならない。

² 本書におけるあらゆる場合において、特に記載がない限り、研究所は、すべての情報を EPA またはその受託事業者 (computers@icfi.com) に送信すること。EPA に対する提出物の送付に関するいずれの参照にも、EPA の受託事業者が含まれると解釈すること。

注記:斜字体の文言は、研究所の認証要件に対する推奨として、NIST の David Alderman によって示された。EPA は、この具体的な文言および、適切な研究所に試験実施の機会が提供されることを確保するための推奨事項について、関係者からの意見を期待する。

コンピュータパートナーは、研究所がすべての期限を守り、配分された時間内に EPA に提出物を送付し、正確で完全な報告書を提出することに対して、責任を負う。研究所またはコンピュータパートナーが期限を守らない場合、または正確で完全な報告書を提出しない場合、EPA は直ちに、ENERGY STAR 適合製品リストからそのコンピュータモデルを削除する可能性がある。

EPA は、検証試験を速やかに行なうために、1つ以上の研究所と合意を確立することをパートナーに対し推奨する。パートナーは、研究所に試験依頼を送付すること、さらに、研究所が ENERGY STAR のコンピュータプログラム要件において義務付けられる検証試験に関する試験および日程要件を満たすことができる資格、能力、および適切な人員を有していることを確保する責任を負う。

パートナーが、試験を実施する第三者の研究所との契約を拒む場合、EPA は、試験対象に選ばれたパートナーの特定の製品をリストから削除する予定である。この行為には、パートナーに通知書を送付し、小売事業者が製品がリストから削除されたことを通知することが含まれるが、それらに限られない。パートナーは、付属書類 D に示される、製品をリストから削除するための EPA の標準作業手順のもとで義務付けられた行為を行なうことが必要とされる。

パートナーが、次回においても、検証試験の実施を拒み続ける場合、以下の事態が発生する。

- この製造事業者の ENERGY STAR パートナースhip合意は取り消される。
- この製造事業者の適合製品はすべて適合製品リストから削除される。
- この製造事業者は、ENERGY STAR ウェブサイト上で、コンピュータパートナーとして掲載されない。
- 小売事業者パートナーには、この製造事業者がパートナーではなくなっており、その製造事業者のコンピュータが ENERGY STAR によって認識されていないことが通知される。
- 最短で 6 ヶ月後、この製造事業者は、プログラムへの再参加と新たなパートナーシップ合意への署名について、EPA と協議を行なうことが認められる。

V. 研究所によるコンピュータの調達およびサンプル抽出

研究所の雇用時に、パートナーは研究所に対して、適切な場合にはその製造事業者のウェブサイトを含め、サンプルを購入できる可能性がある小売事業者 3 社の名称と URL または所在地のリストを提供すること。パートナーは、本リストの作成時に、試験されるコンピュータが、これらの小売業者から購入可能であることを確認すること。またパートナーは、研究所がすべての試験データおよび試験結果を EPA と共有することを容認すること。研究所は、サンプルの購入先をパートナーに通知してはならないが、自己の裁量により、研究所と EPA 間の他の連絡にパートナーを含めてもよい。

パートナーによる EPA 通知書の受領日から 50 日以内に、研究所は、パートナーが供給したリストに記載されている小売事業者か、あるいは研究所の選択する別の供給元から、試験される各コンピュータのサンプル 1 台を調達すること。パートナーによる EPA 通知書の受領日から 30 日以内に、サンプルを一般市場で入手できない場合、研究所は EPA に電子メールでその旨を通知すること。直接パートナーから入手する以外にサンプルを入手できないと EPA が判断する場合に、初めて研究所は、パートナーからサンプルを入手することができる。この場合、パートナーは、試験サンプルの質を落とすことのない、EPA によって承認された方法で、研究所に製品を提供しなければならない。

研究所は、時宜にかなった方法によるサンプルの受領を確保し、サンプルの紛失または破損の危険を最小限にするために、2 日間の輸送期間を要すること。研究所はサンプルの購入に責任を負うが、50 日期限の不履行は、コンピュータパートナーの責任であることに注意すること。研究所がサンプルを注文していても、50 日間の期限内に到着しないか、受領時に破損している場合、研究所は、遅延理由の詳細を電子メールで EPA に通知すること。EPA が、紛失または破損したサンプルに関する、このような詳細な通知を受け取らない場合、EPA は、自己の裁量により、そのコンピュータモデルに対するリストからの削除を開始することができる。これが実施される場合、EPA はパートナーにその旨を通知する。

サンプルが輸送中に破損した場合、研究所は直ちに返品承認手続を開始し、代替品を注文し、電子メールにて EPA にこの破損と新たな製品の到着予定日を通知すること。

パートナーは、研究所が正しい製品を入手することに対して責任を負う。研究所によって調達されたモデルが、EPA が選択したモデルであることを確実にするために、パートナーは、研究所と頻繁に連絡を取ることが推奨される。

サンプル受領時に、研究所は、パートナーにそのサンプルの製造日を確認し、その日付を電子メールで EPA に通知すること。

注記：EPA は、前回の関係者会議において協議された試験に関する選択肢を検討し、社内の研究所における試験は自主性がないため製品性能の確認には適切ではないという意見に基づき、社内研究所に関する規定を含めないことを決めた。EPA は、試験結果が製品性能の確認に有効なものとなるように、社内試験に関する規制プログラムが認める内容や、社内試験に対してどのような要件が設定できるかについて、意見の提出を歓迎する。また、EPA は、製品を工場のラインから引き上げ、その工場において試験を行なうことを可能にする第三者試験研究所の構想を継続することに関心を持っているが、これは実際には実現可能ではないとの懸念を有している。EPA は、工場における第三者の試験を認めるための要件について、関係者からの意見を期待する。

VI. サンプルの試験と報告

A. 試験と報告の日程

研究所は、パートナーが EPA 通知書を受領した日から **60 日以内**に試験を開始し、その試験開始日を、EPA に電子メールで試験開始日の 24 時間以内に通知すること。

研究所は、「コンピュータの ENERGY STAR プログラム要件」で説明されているとおりに ENERGY STAR ラベリングおよび使用者に対する情報提供に関する要件を満たしているかを判断するために、製品の梱包、製品の印刷物（例：取扱説明書、仕様書）、製品本体、およびパートナーのウェブサイトを確認すること。

EPA は、速達郵便配信通知によって確認されたパートナーによる EPA 通知書の受領時に、特別仕様の「工程」報告カレンダーを含む、*試験報告書の定型*をパートナーに提供する。また、パートナーは、契約締結時に、研究所へ本書式を転送すること。パートナーは、研究所が、パートナーによる EPA 通知書受領日から **90 日以内**に、結果を電子メールにて EPA に提出するためにこの書式を使用することに責任を負う。本書式のサンプルについては、*付録書類 A*を参照すること。さらにパートナーは、研究所が製品の梱包およびコンピュータのラベリング検査の結果（肯定か否定）を、パートナーによる EPA 通知書の受領日から **90 日以内**に、EPA に対する試験結果の提出と同時に、直接 EPA に電子メールで提出することに責任を負うものとする。研究所は、さらに EPA への電子メールメッセージに、サンプル、梱包および製品説明書のデジタル写真ファイルを添付すること。

すべての試験結果が肯定的である場合、研究所は電子メールで EPA にその旨を通知すること。いずれかの試験の結果が否定的な場合、研究所は、不適合となった性能要素とそれを確認した日付を、不適合確認の 2 日以内に、EPA に電子メールにて通知書を送信すること。

試験完了時において、パートナーは、研究所に対し、試験された製品を要求することができる。

B. 試験のガイドライン

試験については、コンピュータの ENERGY STAR プログラム要件において説明されているとおりに実施すること。

VII. 最終報告の提出

研究所は、パートナーが EPA 通知書を受領した日から **90 日以内**に、すべての試験を完了させること。

研究所が締切日までに最終報告書を提出しない場合、EPA は、直ちにそのコンピュータを不適合とし、ENERGY STAR 適合製品リストから削除する。

VIII. 製品の不適合およびリストからの削除処理

EPA は、研究室の試験書類によって裏付けられた製品性能不適合に対処するための標準的作業手続 (SOP) にしたがう。最初に、EPA は、付属書類 C に示される製品の不適合と紛争解決に関する標準的作業手続にしたがい、製品が ENERGY STAR 要件を満たしていないかを判断する。EPA が、その製品を不適合と判断する場合、EPA とパートナーは、付属書類 D に示される、製品をリストから削除するための標準的作業手続において概述された手順を取る。

EPA は、試験されるモデルとサンプル数、これらモデルの特性、および合格したモデル数に関する情報を公開する。試験の結果を受けてリストから削除された製品は、ENERGY STAR ウェブサイト (<http://www.energystar.gov>) 上で公表される。

付属書類 A : 試験報告定型の一部 - 例

研究所情報
研究所名
担当者名
電話番号
ファクシミリ番号
郵送先住所
電子メールアドレス
研究所と製造事業者パートナー間の合意締結日
サンプル購入日
サンプル試験開始日
サンプル試験終了日
コンピュータ購入情報
購入日
購入先 (会社の正式名称)
購入地 (都市および州、またはウェブサイト)
コンピュータ情報
コンピュータ製造事業者/ブランド
コンピュータモデル番号
コンピュータ製造番号
コンピュータ機種 (デスクトップ、ノートブック、等)
プロセッサ型式
プロセッサ機種/モデル
オペレーティングシステム
設置されたハードドライブ数
ハードドライブ RPM
システムメモリ (GB)
設置された DIMM の#
ディスプレイのサイズ (ノートブックおよび一体型コンピュータのみ)
グラフィックスカード
独立型ビデオメモリ (一体型グラフィックの場合 0)
消費者に対する情報提供要素(合/否)
製品の梱包
製品の印刷物 (例: 取扱説明書、仕様書)
製品本体
製造事業者パートナーのウェブサイト
コンピュータ試験データ
アイドル区分
スリープから実行可能な WOL
オフから実行可能な WOL
アイドル時消費電力
スリープ時消費電力
オフ時消費電力

電力管理初期設定－ディスプレイ
電力管理初期設定－コンピュータ
電源装置情報
電源装置の製造事業者
電源装置の種類（EPS／IPS）
電源装置のモデル番号
電源装置試験データ
EPS - 無負荷時消費電力
EPS - 平均稼働効率
EPS - 力率（該当する場合）
IPS - 定格出力の 100%における力率
IPS - 定格出力の 20%における効率
IPS - 定格出力の 50%における効率
IPS - 定格出力の 100%における効率

付属書類 B : コンピュータ遵守試験通知書 - 例

米国環境保護庁
ワシントン D.C.20460

大気放射局

日付

氏名
役職
会社名
住所
都市、州の郵便番号

[氏名] 様 :

承知されているように、コンピュータの *ENERGY STAR®* プログラム要件バージョン 5.0 には遵守試験方法が含まれている。本書の目的は、貴社に対し、環境保護庁 (EPA) が [会社名] のコンピュータモデル [XXX] を遵守試験の対象に選択した旨を通知することである。

遵守試験方法の要件に基づき、[会社名] は、本通知から **14 暦日** 以内に、適格であり、また製造事業者に依存しない、認証を受けた研究所を雇用すること。[会社名] は、研究所がすべての試験データおよび試験結果を EPA と共有することを容認すること。以下の性能要素について試験が実施され、消費者に対する情報提供が確認される。

性能要素

コンピュータ試験データ :

- アイドル区分
- スリープから実行可能なWOL
- オフから実行可能なWOL
- アイドル時消費電力
- スリープ時消費電力
- オフ時消費電力
- 電力管理初期設定 - ディスプレイ
- 電力管理初期設定 - コンピュータ

電源装置試験データ :

EPS - 無負荷時消費電力

EPS - 平均稼働効率
 EPS - 力率（該当する場合）
 IPS - 定格出力の 100%における力率
 IPS - 定格出力の 20%における効率
 IPS - 定格出力の 50%における効率
 IPS - 定格出力の 100%における効率

消費者に対する情報提供要素

製品の梱包
 製品の印刷物
 製品本体
 製造事業パートナーのウェブサイト

[会社名] は、研究所に対して、製品サンプルの購入が可能な店舗を少なくとも 3 店舗記載したリストを提供すること。これらの店舗にはオンライン上あるいは実際の小売事業者を含めることができる。

研究所は、本 EPA 通知書の受領日から **70 暦日以内** にサンプルを調達し、試験を開始すること。サンプルが、ENERGY STAR 基準と同様の情報または性能に関する要素を満たさない場合、そのモデルおよび（製品群のもとで掲載された）関連するすべてのモデルは、是正処置およびリストからの削除対象として検討される。さらに、EPA の不適合製品および紛争解決に関する標準作業手続にしたがい、そのモデルは、EPA の製品をリストから削除するための標準作業手続のもとで扱われるため、ENERGY STAR 適合製品リストから削除される可能性がある。これらの書類は両方とも以下に含まれている。

さらに、[会社名] は、研究所がすべての期限を満たし、提出物を EPA またはその受託業者に配分された時間内に提出し、以下および遵守試験ガイドラインおよび手順説明書バージョン 1.0 において定義されているとおりに正確で完全な報告書を提出することに責任を有する。研究所が期限を守らない、あるいは、正確で完全な報告書を提出しない場合、EPA は直ちに、試験中のコンピュータを不適合とする可能性がある。

[会社名] は以下の手順を完了させること。

注記：以下に記された EPA への電子メールはすべて computers@icfi.com に送信されるものとする。

1. 本通知の **14 暦日以内** に、認証された試験研究所に委託し、研究所が試験を開始するように指示する。[会社名] には、研究所がすべての試験データおよび結果を EPA に公表することを容認することが義務付けられる。速達郵便の追跡記録によって確認される [会社名] による本書の受領から、この 14 日間の期間は開始する。
2. 研究所に対し、本通知書の日付から **60 暦日以内** に、EPA に試験開始日を電子メールで通知するように指示する。この電子メールは試験開始日から 24 時間以内に送信されるものとする。

3. 研究所に対し、本通知書から **62 暦日以内に**、消費者に対する情報提供要素の結果を送信するように指示する。
4. 研究所に対し、本通知書から **90 暦日以内に**、電子メールで、直接 EPA にすべての試験結果を送信するように指示する。
5. 再試験の場合には、研究所に対し、本通知書の日付からの **120 暦日以内に**、電子メールで、直接 EPA に最終試験報告書を送信するように指示する。

本書には、*遵守試験ガイドラインおよび手順説明書バージョン 1.0*、そして*試験報告書定型*が添付されている。これらの書類を、試験を実施する、製造事業者に依存しない、認証されている研究所に送付し、EPA に対するすべての通信を、電子メールで computers@icfi.com に送信するように指示すること。

質問があれば、Josh Forgotson (jforgotson@icfi.com) に連絡して欲しい。この重要な手続きに対する迅速な対応に感謝する。

敬具

「EPA 担当者」

「EPA 住所」

付属書類 C：製品の不適合および紛争解決に関する標準作業手続

本標準作業手続（SOP：Standard Operating Process）は、認証を受けた研究所により実施された試験を文書化したものに基づいて、製品の不適合を判断するための EPA の手順を述べたものである。

- A. 研究所の試験結果と ENERGY STAR パートナーによって提出済の製品情報を確認し、比較する。
- i. 必要であれば、第三者の情報源から、データ、試験結果、および試験方法に関する説明を入手する。
 - ii. 内部的な ICF/EPA による確認のために非遵守問題の概要を作成する。
- B. そのモデルが ENERGY STAR 性能要件を満たさなかったと結論を下すのに十分な試験結果であるかを判断する。
- C. 自社のモデルが ENERGY STAR 性能要件を満たさなかったことを示す書面による通知を、FedEx を利用してパートナーに送付する。製品不適合の通知に対し、パートナーは以下の対応をとることができる。
- 試験結果を受け入れる。さらに、
 - 研究所が最終試験報告書を EPA へ送付してから **30 日以内に**、EPA に試験結果を受け入れる意志を通知する。および、
 - 結果を受け入れる意志を EPA に通知した後、直ちに、付属書類 D に示される、製品をリストから削除するための標準作業手続のもとで、製品をリストから削除するための必要な措置を取る。
 - 試験結果に異議を申し立てる。
 - 研究所が以下を行なったという証拠がある場合、パートナーは試験結果に異議を申し立てることができる。
 - 不適切な試験を選択したことにより、ENERGY STAR 基準の解釈を誤った。
 - 試験を不正確に実施した。
 - 試験中にサンプルの品質を低下させた。または、
 - 試験結果の解釈を誤った。
 - パートナーは、研究所が最終試験報告書を EPA へ送付してから 30 日以内に、EPA に対して書面で異議を届け出ること。この 30 日間の期間の経過後、パートナーは、研究所の所見に異議を申し立てる権利を失うものとする。書面による異議には以下を含むこととする。
 - 異議の明確な理由。および、
 - 異議申立ての根拠となる書類。
 - EPA は書類を受領してから 30 日以内にこの異議を検討し、以下の行動のいずれかを含む決定をもって回答する。
 - 異議を却下し、研究所の所見を支持する。
 - 結果を覆して、製品が性能要件を満たすと判断する。あるいは、

- 研究所の試験結果が誤りかもしれないと考え、パートナーに、その製品が **ENERGY STAR** 適合要件を満たしていることを証明するための追加試験を実施する選択肢を与える。パートナーは、追加試験のいかなる費用についても責任を負う。
 - パートナーが、研究所の EPA に対する最終試験報告書の送付から 30 日以内に何も対応をとらない場合、EPA はパートナーが試験結果を受け入れたとみなす。さらに、パートナーには、付属書類 D に示されている、製品をリストから削除するための標準作業手続において説明されているように、試験結果の受け入れに付随する措置にしたがうことが義務付けられる。
- D. 第三者によって EPA に提出された性能不適合を示す試験情報は、この SOP に関連しているため、個別に取り扱われる。第三者とは、EPA またはその受託事業者ではない他の組織である。第三者には、電力会社、エネルギー効率プログラム後援者、エネルギー効率プログラム管理者、製造事業者、および小売事業者が含まれるが、これに限られない。

付属書類 D：製品をリストから削除するための標準作業手続

EPA は、ENERGY STAR 適合製品リスト上の「不適合」製品を削除するための以下の手続きを定めた。不適合製品とは、現行の ENERGY STAR プログラムおよび基準要件を満たさない製品である。

1) EPA または DOE は、ウェブサイト上の ENERGY STAR 適合製品リストから製品を削除する旨を製品製造事業者へ通知し、製造事業者には是正処置計画を要請する。

2) 通知を受けた際に、製造事業者は直ちに以下を実施しなければならない。

- ENERGY STAR マークを有するモデルの出荷を停止する。
- ENERGY STAR マークを有する不適合製品のラベル添付を一時停止する。
- 製造事業者の統制の及ぶ範囲で、製品本体の ENERGY STAR マークを除去するか、あるいは目立たなくする。および、
- 製品の梱包、ウェブページ、および他の販促資料のような、製品に関連するすべての付随的な資料にある ENERGY STAR マークを除去するか、あるいは目立たなくする。

流通経路中に存在する不正表示された製品の数と、不正表示および流通の性質に応じて、EPA は、パートナーに対し、既に出荷されている製品のラベルを除去するかあるいは目立たなくすることを要求する可能性がある。そのような対応を取られなければならないという EPA からの書面による通知を受けてから 30 日以内に、パートナーは、上記の行動が取られた／取られていることを裏付け、さらにパートナーがその製品を後日再度適合にする予定があるかを EPA に通知する是正行動計画を、EPA に提出しなければならない。EPA および／または ENERGY STAR の代表は、解決されたと EPA が見なすまで、本手続にわたりパートナーと協力する。

一般的に小売経路を通じて販売され、かつ／または、金銭的誘引による影響を受け易い製品について、EPA は、小売事業パートナーとエネルギー効率プログラムの後援者 (EEPS: Energy Efficiency Program Sponsors) に対し、製品が「不適合」と見なされ、ENERGY STAR ウェブサイトのリストから削除されている旨を通知する可能性がある。リストから削除されたモデルは、パートナー名、モデル番号、リストから削除された日付、およびリストから削除された理由を説明する標準化された注記 (例:「撤退モデル – パートナーの依頼に基づきウェブサイトから削除された」あるいは「不適合モデル – ENERGY STAR 基準を満たしていないためウェブサイトから削除された」) とともに www.energystar.gov に掲載される。EPA は、複数の製品が同時に不適合であると判断された場合、個々の通知を 1 通の書面に集約する予定である。

いかなる時点においても、パートナーは、再適合のために、適切な試験データと共に製品を再度提出することができる。再適合のために EPA に提出される製品は、新たなモデル番号により提出されなければならない。

注記：新しいモデル番号の目的は、性能要件を満たさない製品が、性能要件を満たすように改善された再適合モデルと、確実に区別されるようにすることにある。

ENERGY STAR の名称およびロゴは、米国政府に帰属する登録商標であるため、EPA は、それらが表わすプログラムの整合性を保護するために、正しく使用されることを確保しなければならない。この名称および／またはロゴを不正に使用し、EPA の要望を受けた際には是正処置を取らないパートナーは、ENERGY STAR パートナーシップ合意の解除および EPA の法務顧問室からの訴訟の対象になる場合がある。